

第一号通所事業  
重要事項説明書



ローカルコモンズ・ゆかい



# ローカルコモンズ・ゆかい

## 総合事業

### 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人社団陽正会
主たる事務所の所在地	〒729-3103 福山市新市町新市37番地
代表者（職名・氏名）	理事長 寺岡 謙
電話番号	0847-52-3140

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ローカルコモンズ・ゆかい	
サービスの種類	第一号通所事業	
事業所の所在地	〒729-3103 福山市新市町新市56番地1	
電話番号	0847-52-7033	
指定年月日・事業所番号	2014年 7月 1日	3471508238
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
通常の事業の実施地域	福山市 府中市	

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護予防・生活支援サービス事業対象状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第一号通所事業サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要介護状態となることの予防の為、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時30分～16時00分

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常 勤 3人
看護職員	非常勤 2人
介護職員	常 勤 6人
機能訓練指導員	常 勤 1人 非常勤 2人

#### 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 江種 和子 谷口 季世子 村田 春美
管理責任者の氏名	管 理 者 江種 和子

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 介護予防通所介護相当サービスの利用料

下記料金は、負担割合（一定以上所得のある方は2割または3割負担）により変わりますので、おおよその目安となります。

#### 【基本部分：介護予防通所介護相当サービス費】

利用者の 要介護度	介護予防通所介護費（1月につき）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝1割負担の場合） ※（注2）参照
要支援1	17,980円	1,798円
要支援2	36,210円	3,621円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料	利用者負担金	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの基本情報を厚生労働省に提出した場合（1月につき）	400円	40円	
介護職員等処遇改善加算（1）※	厚生労働大臣の定める基準に適合している事業所の場合	所定単位数9.2%		
サービス提供体制加算（II）※	サービスを提供する介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合（1月につき）	要支援1	720円	72円
		要支援2	1,440円	144円

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件		減算額	
			基本利用料	利用者負担金
送迎費用の減算	事業所と同一建物に居住する利用者へサービス提供を行った場合（1月につき）	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

## （2）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき650円の食費をいただきます
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。ご希望によりレクリエーション活動等に参加頂くことができます。材料代等の実費を頂きます。

## （3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、昼食代（650円）のみご請求させていただきます。

緊急に限り、当日の10時までにキャンセルの申し出があった場合、キャンセル料は発生いたしません。

## （4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。支払い方法は、原則口座引き落としといたしますが、場合によりご相談に応じます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に、指定する口座より引き落とします。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の措置を講じると共に、緊急時の対応方法に指定された連絡先に報告いたします。

重要事項に関する同意書に緊急時の連絡先の欄を設けていますので必ずご記入下さい。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0847-52-7033
	担当者	江種 和子
	受付時間	8:30~17:30

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	福山市介護保険課	電話番号	084-928-1259
	府中市介護保険課	電話番号	0847-40-0222
	広島県国民健康保健連合会	電話番号	082-545-0011

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに従業者にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 附則

- この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 (一部改正)
- この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。 (一部改正)